

10月より最低賃金が改定。東京・大阪ともに26円アップ！

引き上げ率が2%を超えるのは5年連続



こんにちは。社労士法人ミナジンの「ろむたん」です。食欲の秋ですね。いかがお過ごしですか。最低賃金が改定されています。「時給」で支払っている場合はチェックしやすいですが、月給制などの場合は対象賃金額を時間額に換算してチェックする必要があります。

Q 地域別最低賃金とは？

産業や職種にかかわらず、各都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金です。各都道府県に1つずつ、全部で47件の最低賃金が定められています。パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託など雇用形態や呼称に関係なく、セーフティネットとして各都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

エリア	都道府県	最低賃金額	引上げ額（円）	発効年月日
北海道	北海道	810円	24	平成29.10.01
東北	青森県	738円	22	平成29.10.06
	岩手県	738円	22	平成29.10.01
	宮城県	772円	24	平成29.10.01
	秋田県	738円	22	平成29.10.01
	山形県	739円	22	平成29.10.06
	福島県	748円	22	平成29.10.01
関東	茨城県	796円	25	平成29.10.01
	栃木県	800円	25	平成29.10.01
	群馬県	783円	24	平成29.10.07
	埼玉県	871円	26	平成29.10.01
	千葉県	868円	26	平成29.10.01
	東京都	958円	26	平成29.10.01
	神奈川県	956円	26	平成29.10.01
北陸	富山県	795円	25	平成29.10.01
	石川県	781円	24	平成29.10.01
	福井県	778円	24	平成29.10.01
甲信越	新潟県	778円	25	平成29.10.01
	山梨県	784円	25	平成29.10.14
	長野県	795円	25	平成29.10.01
東海	岐阜県	800円	24	平成29.10.01
	静岡県	832円	25	平成29.10.04
	愛知県	871円	26	平成29.10.01
	三重県	820円	25	平成29.10.01

エリア	都道府県	最低賃金額	引上げ額（円）	発効年月日
関西	滋賀県	813円	25	平成29.10.05
	京都府	856円	25	平成29.10.01
	大阪府	909円	26	平成29.09.30
	兵庫県	844円	25	平成29.10.01
	奈良県	786円	24	平成29.10.01
	和歌山県	777円	24	平成29.10.01
中四国	鳥取県	738円	23	平成29.10.06
	島根県	740円	22	平成29.10.01
	岡山県	781円	24	平成29.10.01
	広島県	818円	25	平成29.10.01
	山口県	777円	24	平成29.10.01
	徳島県	740円	24	平成29.10.05
	香川県	766円	24	平成29.10.01
	愛媛県	739円	22	平成29.10.01
	高知県	737円	22	平成29.10.13
	福岡県	789円	24	平成29.10.01
九州	佐賀県	737円	22	平成29.10.06
	長崎県	737円	22	平成29.10.06
	熊本県	737円	22	平成29.10.01
	大分県	737円	22	平成29.10.01
	宮崎県	737円	23	平成29.10.06
	鹿児島県	737円	22	平成29.10.01
沖縄	沖縄県	737円	23	平成29.10.01
全国加重平均額		848円	25	-

東京都は958円、大阪府は909円。派遣労働者の場合は、派遣先の最低賃金が適用されます。なお、地域別最低賃金よりも特定最低賃金のほうが高い場合、高いほうが適用となります。



Q 最低賃金制度とは？

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。仮に最低賃金額より低い賃金を労働者・使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。使用者が労働者に最低賃金未滿の賃金しか支払っていない場合には、使用者は労働者に対してその差額を支払わなくてはなりません。また、最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、最低賃金法に罰則が定められています。 ex) 地域別最低賃金額の場合、50万円以下の罰金

年末調整の準備
ご相談・ご質問
承ります。

平成 29 年度の税制改正により、配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いが変更されました。

- ◎ 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正
- ◎ 扶養親族等の数の算定方法の変更
- ◎ 各種申告書等の様式変更等

「平成 30 年分 給与所得者の扶養控除等申告書」の記載内容が変更されます。

Tel.06-6343-8771

(担当：野口)

MINAGINE 労務監査

「働き方改革」対策
進んでいますか？

各社各様の対応を策定・
推進するにあたって有効です！



法改正を見据えた労務監査

ex)フレックスタイム制 法改正後 1ヵ月間⇒3ヵ月間

社会保険労務士法人ミナジン

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1-21 宗保第一ビル4F

TEL : 03-5244-5533 / FAX : 03-5244-5534 / Mail : roumu@awg.co.jp / 担当：前田

社労士法人ミナジン公式ページ

<http://sr-minagine.jp>

社労士法人ミナジン

検索